

障害福祉計画（第 6 期）による障害福祉サービス等の目標値の達成状況

目標 1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目		令和 5 年度 (目標値)	令和 4 年度末 (実績値)	備考
(A)	令和元年度末入所者数	14 人	14 人	目標値は令和元年度末の実績
(B)	地域生活移行数	2 人	1 人	(A)のうち、令和 5 年度末までに地域生活へ移行する人数
(C)	地域生活移行率	14%	7.14%	(B/A) 国の目標は 6%以上
(D)	新たな施設入所支援利用者	1 人	0 人	目標値は新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み
(E)	令和 5 年度末入所者数	13	10 人	令和 5 年度末の利用人員見込み 目標値は (A-B+D)
(F)	入所者削減見込み	1 人	4 人	差引減少見込み数 (A-E)
(G)	削減率	7%	28.57%	国の目標は 1.6%以上 (F/A)

目標 2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標	実績
鎌倉保健福祉事務所、精神科病院、訪問看護ステーションや相談支援事業所と連携し、精神科病院から退院してくる人等の支援を行っています。現在は個別支援での協議が中心となっていますが、今後支援の実績を重ねて傾向を把握し、地域づくりの場で検討できるようにしていきます。	町ではケースが少なく、実績を重ねて傾向を把握することができませんでした。現在も、個別支援が中心となっており、システムの構築までには至っていません。
地域での包括ケアシステムには地域住民の理解が不可欠となります。今後も、町自立支援協議会を中心に、ノーマライゼーションを推進し、安心して暮らしやすいまちづくりに努めます。	自立支援協議会地域生活支援ネットワーク委員会において、障害のある人への理解が進むよう啓発活動に取り組んでいます。

目標 3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

目標	実績
圏域自立支援協議会等を活用して、地域生活支援拠点等の事業として必要な機能（緊急時における短期入所の受入対応体制の確保や、一人暮らしやグループホームへの入居等の体験の機会等）について、地域に必要な機能を協議します。	令和2年度の時点では、広域での拠点整備を検討していましたが、三浦半島圏域内の市町の方 向性がまとまらず、広域ではなく各市町での対 応へ方針転換しています。
基幹相談支援センターと相談支援事業の強化を図り、各関係機関が連携し、障害のある人のニーズ等やライフステージに応じたきめ細かな支援を行っていきます。	基幹相談支援センターでは、障害福祉サービス の事業所だけでなく地域包括支援センター等も 対象にして、昨今の課題を取り上げて研修を開 催しており、関係機関との連携を図っていま す。

目標 4. 福祉施設から一般就労への移行等

①就労移行支援事業の一般就労への移行者数

項目	令和5年度（目標値）	令和4年度（実績）
移行者数	4人	2人

②就労継続支援 A 型事業の一般就労への移行者数

項目	令和5年度（目標値）	令和4年度（実績）
移行者数	1人	0人

③就労継続支援 B 型事業の一般就労への移行者数

項目	令和5年度（目標値）	令和4年度（実績）
移行者数	2人	0人

④一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用率

項目	令和5年度（目標値）	令和4年度（実績）
うち就労定着支援事業利用率	7割以上	8割

⑤職場定着率を8割以上とする就労定着支援事業所数（全体の7割以上）

※現在、町内に就労定着支援事業所はありません。

目標 5. 相談支援体制の充実・強化等

①総合的・専門的な相談支援

障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施

項目	令和5年度（目標値）	令和4年度（実績）
総合的専門的相談件数	16件	11件

②地域の相談支援体制の強化（専門的な指導・助言等）

地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数

項目	令和5年度（目標値）	令和4年度（実績）
専門的な指導・助言件数	8件	2件

③地域の相談支援体制の強化（人材育成の支援）

項目	令和5年度（目標値）	令和4年度（実績）
スパービジョン・事例検討会回数	4回	5回
相談支援の協議の場の回数 (自立支援協議会相談支援ネットワーク委員会)	6回	12回
研修会回数	2回	2回

④地域の相談機関との連携強化の取り組み

項目	令和5年度（目標値）		令和4年度（実績）
相談支援機関との連絡調整や連携促進・強化のための会議等	自立支援協議会	2回	2回
	運営委員会	2回	2回
	作業部会	6回ずつ	地域4回・相談12回

目標 6. 障害福祉サービス等の質の向上（障害福祉計画）

障害福祉サービス等事業者に対し、運営基準に沿った事業運営を行っているか、及び適切な障害福祉サービスの提供が行われているか等の確認を行い、障害福祉サービス等の適正な運営を図ります。

【目標の達成に向けて】

- 障害福祉サービスの利用状況については、サービス計画やモニタリング報告書等で把握するとともに、相談支援員からの報告で適正利用について検討していきます。

障害児福祉計画（第２期）による障害児通所支援等の目標値の達成状況

目標７．障害児支援の提供体制の整備等（障害児福祉計画）

項目		令和５年度 目標値	令和４年度末 実績値	国指針の主旨
(１)	児童発達支援センター	１箇所	０箇所	市町村に１箇所（または圏域での設置）
(２)	保育所等訪問支援体制の構築	実施	実施	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
(３)	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	１箇所	１箇所	１箇所確保
(４)	医療的ケア児の適切な支援のための協議の場を設置し、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置	実施	実施	県、圏域及び各市町村において、連携を図るための協議の場の設置

【目標達成に向けての取組み】

(１) 児童発達支援センターについては、町直営の療育支援施設「たんぼぼ教室」が未就学の児童を対象に、町における療育の中核的な支援機関としての役割を担っています。児童発達支援センターの役割である他事業所との密接な連携については、発達支援システムを活用し、学校や他事業所との連携を行っています。

障害がある児童の就学後の支援については、学校と町、事業所等が連携をして相談対応を行っていますが、一元化した相談先やワンストップ対応の体制は設置できていません。町の規模に見合った児童発達支援センターの在り方を、今後、検討する必要があります。

(２) 保育所等訪問支援については、近隣市にある事業所が、保育園、幼稚園、学校で実施しており、町との連携体制も出来ている状況です。町でも町内の幼稚園と保育園に年１回程度巡回相談を行っていますが、保育所等訪問支援は月２回程度訪問するなどきめ細かく支援が受けられるため、今後、保護者から要望が高くなる可能性のある事業です。

(３) 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保については、児の障害の状況やニーズによって、近隣市の事業所を選択して利用しています。

(４) 医療的ケアが必要な児童の対応は、葉山町発達支援システム会議を協議の場として活用しています。また、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置し、神奈川県及び三浦圏域の市町村と活発に協議や情報交換をしています。